

第4章

施策の展開

1 幼児期の教育・保育の充実

(1) 幼児期の教育・保育の充実

子どもや保護者の選択に基づき、多様な施設または事業所からそれぞれの特性を生かした教育・保育を受けられるよう、提供体制の確保に努めます。

また、いずれの施設・事業所においても教育・保育の質の向上を図ってまいります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①幼稚園	幼児期にふさわしい教育環境を整備し、小学校以降の生活や学習につながる基盤づくりに努めます。
②保育所	就労などにより家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行うため、保育ニーズに対応した保育の提供に努めます。
③認定こども園	現在、本市には認定こども園がなく、市民ニーズも幼稚園や保育所と比べ高くない状況ですが、国において今後、普及が進められていくことから、移行を希望する幼稚園や保育所の認定こども園への移行を支援します。
④地域型保育事業	施設より少人数の単位で、0歳児から2歳児を対象に待機児童解消と人口減少地域の子育て支援機能確保を目的とするものであり、保育の質を確保しながら保育ニーズに対応します。
⑤教育・保育の質の向上	教育・保育施設・地域型保育事業における教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園教諭・保育士等の専門性を高める研修を実施します。

(2) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園への移行については、私立施設からの移行を最大限尊重します。認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、地域の実情や希望する移行類型等について助言を行い、施設の円滑な移行を支援します。幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国・県において財政支援のメニューがある場合には、当該事業の活用を検討します。

幼稚園教諭と保育士の相互理解やさらなる専門性の向上を図り、幼稚園と保育所における連携の推進に努めます。また、幼稚園や保育所等において、小学校入学後の生活や学習に円滑につながるような取り組みを推進するため、幼・保・小の連携の強化に努めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①認定こども園への移行に関する支援	<p>移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、地域の実情や施設の状況等を考慮しながら助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。</p> <p>認定こども園への移行に必要な施設整備について、国・県の補助制度等の活用を促し、移行の支援を行います。</p>
②幼稚園教諭・保育士の合同研修等の実施	<p>幼稚園教諭と保育士の意見交換の場を設け、相互理解に努めるとともに、合同研修等の実施により、専門性の向上を図ります。</p>
③幼・保・小連携等の推進	<p>幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っており、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うなど、事業者間の連携を推進します。</p> <p>また、小学校生活への円滑な接続のための連携や家庭との連携を推進します。</p>

2 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域においてさまざまな子育て支援を充実するとともに、妊娠・出産・子育てと段階に応じた切れ目のない、きめ細やかな支援に取り組みます。

すべての子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じて、子育ての安心感や充実感を得られるような、親子同士の交流の場づくり、子育て相談、情報提供など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①利用者支援事業	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用者支援を図ります。
②地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行うことで、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。
③ファミリー・サポート・センター事業	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録をし、センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行います。委託先である坂出市社会福祉協議会と連携して協力会員の増加に努めるとともに、利用会員への周知に努めます。
④子育てに関する情報提供の充実	子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、広報誌、市ホームページ、新たな「さかいで子育て応援ブック」の発行・配布をはじめ、さまざまな方法・媒体で情報を提供します。
⑤相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう家庭児童相談室、乳児相談など、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。また、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。

(2) 保育サービスの充実

特定教育・保育，特定地域型保育以外に，多様な保育需要に対応して，利用しやすい保育の提供を推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①休日保育	就労形態の多様化による保育需要に対応するため，日曜・祝日等に保育を行います。
②乳児保育	保育を必要とする乳児を保育所で保育します。共働き世帯の増加に伴い，乳児の保育需要は高まってきており，事業の拡大と質の確保に努めます。
③子育て短期支援事業	保護者が，仕事その他の理由により，平日の昼間または休日に不在となり，児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に，児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。
④一時預かり事業	保護者の就労，急病，育児疲れの解消などによる保育需要に対応し，一時的に保育所等で預かります。
⑤延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応し，通常保育の前後に延長して保育を実施します。
⑥病児・病後児保育事業	保育所などに通う児童が，病気または病気の回復期などのため，集団生活が困難なときに一時的に保育を行います。

(3) 子育て支援ネットワークの充実

子育てをする親同士や，子育て家庭と地域の人がつながることができるよう，身近な交流の場づくりを推進します。

また，子育てを地域全体で支えるため，子育て支援団体の育成，子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①子育てサークルの育成	子育て中の親子が公民館等で気軽に集い，交流することができるように，各地区において子育てサークルの育成や支援を行います。
②子育て支援ネットワークの充実	母親クラブ等 14 団体による「坂出市地域活動連絡協議会」，12 地区による「坂出市青少年健全育成市民会議」により，今後も継続して子育て支援のネットワークづくりを推進していきます。各組織や団体が互いに支援・交流をすることで，きめ細やかな子育て支援につなげられるよう促進します。

施策・事業名	事業内容
③子育て関連団体への支援	子育てサークルや子育てに関する自主的活動をしている団体の活動を支援します。

(4) 地域で安心して子育てができる環境づくり

地域において子どもが安全で安心して過ごせる居場所や遊び場の確保に努めるとともに、自然にふれる機会、地域のさまざまな世代の人とふれあう機会など、多様な交流の機会の提供を推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供します。これまでの小学校低学年に加え、段階的に高学年の児童を受け入れていきます。 また、資質のさらなる向上のため、放課後児童支援員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修の機会を、県と連携して実施します。
②子どもの居場所・活動の場の充実	児童館、公園など、子どもにとって身近で安全・安心な居場所、遊び場の確保、充実に努めます。

3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備

子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産における健康づくり支援や相談体制の充実とともに、医療体制の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①相談・保健指導体制の充実	安心して出産するために、気軽に相談できる体制の整備促進等の充実や適切な指導・助言を行います。
②妊婦健康診査	妊婦健診の公費負担制度により、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ります。また、適正受診のための周知に努めます。
③周産期医療の充実	安全な出産を確保するため、県や地域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児の医療体制の充実を図ります。

(2) 健やかに育つための保健・医療体制の整備

子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等の充実や子どもの健康づくり支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

また、医療機関と連携しながら、子どもが病気やけがの際に安心できる、小児医療体制の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言等の支援を行います。
②健康診査等の充実	乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児について保健指導を行います。
③相談・指導体制の充実	安心して育児を行うことができるよう気軽に相談できる体制を整備し、乳幼児の保健医療等に対する指導・助言を行います。
④生活習慣病予防対策の推進	「坂出市健康増進計画」に基づいて、乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発など対策の充実を図ります。
⑤食育の推進	「坂出市食育推進計画」に基づいて、子どもたちが「食」を通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに、地域の関係団体と連携した取り組みを推進します。

施策・事業名	事業内容
⑥小児医療体制の充実	休日当番医及び病院群輪番制病院事業に対する財政支援を継続するとともに、県が開設している「小児救急電話相談」の周知を図るなど、救急医療の適正な利用の啓発を推進します。

4 支援が必要な子ども・家庭への取り組み

(1) 児童虐待の防止

養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、虐待を受けた子どもの精神的なケアに努めます。

また、行政、児童相談所、警察、各種団体など地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能の強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報(どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等)の周知を図ります。
②早期発見・早期対応	乳幼児健診、家庭訪問等を通して虐待のハイリスク者の把握と育児支援など早期発見、早期対応に努めます。
③相談体制の充実	相談員の研修やスーパーバイザーの事例検討会を実施するなど、関係者の対応力の向上を図るとともに、相談体制の充実に努めます。
④要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携し、適切な対応を図ります。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、指導助言、家事援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の支援に努めます。
⑥関係機関の連携	坂出市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育・保育等の関係機関と情報を共有し連携を図ります。

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び香川県ひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な自立支援を行います。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①相談・情報提供体制の充実	ひとり親家庭からの相談に、母子・父子自立支援員が対応するほか、広報誌や市ホームページ等で関連事業の情報を提供します。 相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあることから、関係各課間や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら、適切な相談・情報提供の実施を図ります。
②就業支援	ひとり親家庭の保護者が就業に必要な技術を身につけるための資格取得や就学など、能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ります。
③経済的支援	ひとり親家庭の負担軽減のため、手当の支給や医療費等の助成、修学資金・就業資金等の貸付を実施し、経済的支援を図ります。

(3) 障がい児施策の充実

「坂出市障がい者計画・障がい福祉計画」における障がい児施策と緊密な連携を図り、障がい児等の年齢や障がいの特性に応じた専門的支援体制の充実に努めます。

障がいのある児童等特別な支援が必要な子ども一人ひとりが持っている可能性を引き出し、成長発達を促すよう、より良い教育・保育の提供を推進します。

また、障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや、障がいの早期発見等のために母子保健事業及び5歳児健診事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育・保育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①障がいの早期発見と早期支援	乳幼児健診や5歳児健診等の実施により、何らかの発達上の課題を有する子どもと保護者への相談支援や保健・医療・福祉・教育・保育等の関係機関と連携を図り、障がいの早期発見と早期支援を推進します。
②障がい児への支援	教育機関と医療・福祉機関等が連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制を整備します。 また、発達障がいをはじめとした療育に関する相談支援や各種福祉サービスの提供にかかる援助、調整等を継続して実施します。

施策・事業名	事業内容
③教育・保育施設等における障がい児の受け入れ	特定教育・保育施設や放課後児童クラブ等において、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。
④幼稚園教諭，保育士等の専門性の向上	発達障がいのある子どもを含めた特別な支援が必要な障がい児に対応するため，幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上を図ります。
⑤障がい児の就学支援	障がい児等特別な支援が必要な児童の就学に関して，関係機関等が連携して必要な支援を実施します。 保護者が子どもの障がいを理解し，受け入れていく過程に即したきめ細やかな支援ができるよう，今後も関係機関等の連携強化を図ります。
⑥保健，医療，福祉，教育・保育等の連携	特別支援教育を一層推進するため，幼稚園，保育所，小・中学校，高校及び家庭，福祉，医療，学術等関係機関との連携のもと，地域における特別支援教育のネットワークを構築するとともに，特別支援教育に対する理解促進を図ります。

5 仕事と生活の調和の促進

(1) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を職場に浸透させ、男女がともに子育てと仕事の両立が可能な職場環境づくりを推進するよう、企業への啓発に取り組んでいきます。

男女がともに性別にとらわれることなく、多様な生き方ができる男女共同参画社会の考え方に基づいた取り組みを進め、誰もが仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の実現を目指します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、労働者、事業主、市民等への意識啓発を図ります。
②働き方の見直しについての意識啓発	父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることができるよう意識の啓発を図ります。
③各種制度の普及啓発	育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について、関係機関と連携して普及啓発を図ります。

(2) 産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう、計画的に提供体制を整備します。これらの取り組みにあたっては、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育休満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者に対し、希望時期からの質の高い保育を提供するよう努めます。

また、計画期間内に実施予定の利用者支援事業の周知と利用者が相談しやすい体制づくりに努め、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者への情報提供や相談対応の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	事業内容
①育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。